

公益財団法人理容師美容師試験研修センター評議員及び役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターの評議員及び役員（以下「役員等」という。）に対し、その職務の執行の対価として支給する報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 常勤役員 当法人を主たる勤務場所とする役員
- 二 非常勤役員 前号以外の役員

（評議員の報酬）

第3条 評議員の報酬は日額とする。

2 前項の日額は、一般職の職員の給与に関する法律に基づく行政職俸給表（一）の次の各号の俸給月額を21で除した額とし、これに百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 一 評議員会議長 9級2号俸
- 二 それ以外の評議員 9級1号俸

（常勤役員の報酬）

第4条 常勤役員の報酬は月額とする。

2 前項の月額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、それぞれ一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に基づき算定して得られた俸給及び諸手当（超過勤務手当及び休日給を除く。）の年額を12で除した額とし、毎月25日（その日が就業規程第16条に規定する休日の場合は、その前日）に、その月に支給すべき全額を本人が指定した金融機関の口座に振込の方法により支給する。ただし、算定した年額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 一 理事長 行政職俸給表（一）10級1号俸

二 副理事長 行政職俸給表（一） 9 級 2 号俸

- 3 就任又は退任の日が月の途中の場合、月額を当該月の歴日数で除した額にそれぞれ就任の日から月末まで及び月初から退任の日までの日数を乗じた額を月額報酬として支給する。

（非常勤役員の報酬）

第 5 条 非常勤役員の報酬は日額とする。

- 2 前項の日額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、それぞれ給与法に規定する俸給月額を 21 で除した額とし、これ百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 一 前条第 2 項第 1 号に掲げる役員 行政職俸給表（一） 10 級 1 号俸
- 二 前条第 2 項第 2 号に掲げる役員 行政職俸給表（一） 9 級 2 号俸
- 三 前二号以外の役員 行政職俸給表（一） 9 級 1 号俸

（評議員及び非常勤職員の報酬の支給日）

第 6 条 報酬は、その職務を執行した日に現金で支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、職務を執行した日の属する日の翌月 25 日（その日が、就業規程第 16 条に規定する休日に当たるときは、その前日）に本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

（給与法の改定による遡及）

第 7 条 第 3 条から第 6 条までの報酬の額は、それぞれ職務を行った日の属する事業年度の開始の日に現に適用されていた給与法に基づき算定された額とし、事業年度内に給与法の改定があった場合においても遡及は行わない。

（級又は号俸の切替え）

第 8 条 給与法の改正により級又は号俸の切替えがあった場合には、第 3 条から第 6 条に掲げる級及び号俸は、改正後の同法の改正に基づき読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターの設立登記の日から施行し、財団法人理容師美容師試験研修センター役員給与規程（以下「旧規程」という。）は廃止する。ただし、平成２２年３月３１日までの間は、第３条により算定した額と旧規程による額を比較し、いずれか低い額を支給する。

附 則

この規程は、平成２７年６月２５日より施行する。

附 則

この規程は、令和７年６月２０日から施行し、令和７年４月１日から適用する。